

医療法人等に係る所得金額計算書記載要領

岡山県

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、岡山県に主たる病院・診療所等を有する医療法人、医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会又は公益法人等で医療保健業を行うもの（以下、これらの法人を「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書（以下、これらを「申告書」といいます。）を本県に提出する場合に添付してください。

ただし、次に掲げる医療法人等にあつては、この計算書の添付は必要ありません。

- ① 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- ② 法人税の申告において租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）

※特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（地方税法施行規則（以下「規則」といいます。）第 6 号様式別表 5）」の備考欄にその旨を記載してください。

(2) 申告書の提出に必要な添付書類

申告書には、当該記載要領中で添付をお願いする書類及び次に掲げる書類のうち、該当するものを添付してください。

ア 課税標準の算定関係

- (ア) 所得金額に関する計算書（規則第 6 号様式別表 5）
- (イ) 医療法人等の所得金額計算書
- (ロ) 介護保険法等に係る計算書（介護保険収入がある場合）
- (ハ) 貸借対照表及び損益計算書
- (ニ) 法人税法施行規則様式別表 4 の写し
- (ホ) 雑益、雑損失の内訳書
- (ヘ) 法人税の明細書別表 10(7)（租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定の適用を受ける場合）
- (ヘ) 法人税更正通知書の写し（法人税の更正に伴う修正申告書を提出する場合）
- (コ) 損益計算書に計上された金額と本計算書に移記された金額が一致しない場合は、確認できる資料（内訳書等）

イ その他

- (ア) 欠損金額及び災害損失欠損金額の控除明細書（規則第 6 号様式別表 9）
- (イ) 更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書（規則第 6 号様式別表 10）
- (ロ) 民事再生等評価替えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書（規則第 6 号様式別表 11）
- (エ) 課税標準の分割に関する明細書（規則第 10 号様式）

2 「医療法人等の所得金額計算書（本表）」の記載方法

総所得金額①	規則第 6 号様式別表 5 「再仮計」欄の金額を記載してください。
土地の譲渡益等②	総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。）の譲渡益又は譲渡損（以下「土地の譲渡益等」といいます。）がある場合には、土地の譲渡等に係る収益の額から土地の譲渡等に要した経費を控除して得た金額を記載してください。ただし、土地の譲渡益等には、法人税法第 50 条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第 3 章第 6 節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した金額は含めないで計算してください。 また、営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微なものを除き、土地の譲渡益等と同様の取扱いをします。 この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。

医療保健業の所得金額④	医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合には、区分計算した両事業の所得金額のうち医療保健業の所得金額を記載してください。 なお、両事業の所得金額を区分計算することができない場合には、次の算式により算出した金額を記載してください。 「差引所得金額③」欄の金額×医療保健業の収入金額／（医療保健業の収入金額+その他の事業の収入金額） ただし、医療保健業の収入金額及びその他の事業の収入金額には、両事業に共通する収入金額は含みません。
その他の事業の所得金額⑤	医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合には、区分計算した両事業の所得金額のうちその他の事業の所得金額を記載してください。 なお、両事業の所得金額を区分計算することができない場合には、「差引所得金額③」欄の金額から「医療保健業の所得金額④」欄の金額を差引いて得た金額を記載してください。 この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。
社会保険診療の所得金額⑧	次の算式により算出した金額を記載してください。 $\text{③欄又は④欄の金額} \times \text{⑥欄の金額} / \text{⑦欄の金額}$ なお、「⑥欄の金額／⑦欄の金額」は小数第5位を四捨五入して算出し、この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）ます。
繰越欠損金又は災害損失欠損金額の当期控除額⑩	繰越欠損金又は災害損失欠損金額がある場合の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。）。 なお、当該当期控除額は、社会保険診療の所得以外に係る欠損金等であり、法人税と繰越額が異なりますので、規則第6号様式別表9を添付してください。会社更生等に係る当期控除額がある場合には、規則第6号様式別表10又は11を添付してください。 繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。

3 「計算の基礎となる収入金額の計算書（付表）」の記載方法

「社会保険診療に係る収入金額」の各欄	地方税法第72条の23第3項の社会保険に関する法律に基づく医療等の給付について、支払を受けた又は受けるべき次の金額を法律ごとに記載してください。 ア 保険者からの収入金額 査定損益がある場合には、収入金額に加算又は減算してください。 イ 被保険者から支払を受ける一部負担金 ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって国又は地方自治体が支払った金額 なお、社会保険各法に基づく医療費でないものはその他の収入金額となります。
「その他の収入金額」の各欄	当期分の医療収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載してください。この場合は、次の点に留意してください。 ア 利子等及び配当等の収入は、所得税・利子割額控除前の金額を記載してください。 イ すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入に含めないものについては、次頁を参照してください。 なお、印刷されている項目に当てはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。
「その他の事業の収入金額」欄	その他の事業の所得金額を区分計算しない場合にその他の事業の純売上高を記載してください。
その他の留意事項	(1) 課税事業者が税込経理により収入金額に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、その消費税額はその他の収入に含めません。この場合は、消費税申告書の写しを添付してください。 (2) 益金に計上した還付消費税額はその他の収入に含めません。 ただし、税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。 (3) 貸倒損失金については、いずれの場合も収入金額から減算しません。 (4) 法人税法施行規則様式別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。なお、法人税の修正申告又は更正・決定により加算又は減算した収入金額についても同様に計算してください。

その他の収入に含まない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入
-------	---

	されない金額
経費の戻入等	① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 ② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 ・租税の還付金、充当金及び過誤納金の額（還付加算金はその他の収入に含めます。） ・償却資産の売却益（ただし、取得価額を超える部分はその他の収入に含めます。） ・保険の解約返戻金及び満期返戻金（ただし、配当金など支払った掛金を超える部分は その他収入に含めます。） ③ 役員又は従業員の福利厚生としての経費にあてるため役員又は従業員から徴収している収入 ・役員又は従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 ・役員又は従業員のために設けた保育施設の利用料金
益金の額として計上した仕入割戻額	購入棚卸資産に係る仕入割戻しの額等収入に計上した収入金額のうち仕入金額の値引きと認められたもの
その他	「その他の収入に含めるもの」及び「その他の収入に含めないもの」については、次の「その他の収入金額についての取扱一覧表」を参照してください。

4 その他の収入金額についての取扱一覧表

収入科目	その他の収入金額に含める	その他の収入金額に含めない
労働者災害補償保険法の医療収入	○	
公害健康被害の補償等に関する法律の医療収入	○※1	
自動車損害賠償責任保険の医療収入	○※1	
自費診療収入	○	
入院・ベッド差額収入	○	
付添人食事代収入	○	
健康診断等証明収入	○	
生産品等販売収入	○	
受託技工・検査料等収入	○	
嘱託収入	○	
利子等及び配当等収入	○ (益金算入部分)	○ (益金不算入部分)
電話料等使用料収入	○	
不用品売却収入	○	
健康診断・受託医療収入	○	
医療相談収入	○	
事務取扱手数料	○	
役員・従業員給食収入		○
収入科目	その他の収入金額に含める	その他の収入金額に含めない
保育料収入	○ (役員・従業員以外から徴収する部分)	○ (役員・従業員から徴収する部分)
駐車場収入	○ (役員・従業員以外から徴収する部分)	○ (役員・従業員から徴収する部分)
社宅・寮収入		○
企業年金払戻金		○
債務免除益		○

仕入値引		○
現金過不足		○
自動販売機収入	○	
歯ブラシ・おむつ等販売収入	○	
印紙等販売収入	○ (販売差益部分)	○ (販売差益部分を除く)
販売手数料	○	
各種補助金・助成金	○	○※2
予防接種補助金・委託料	○	
救急医療協力金	○	
救急診療委託料	○	
休日準夜診療委託料	○	
各種(旅行・忘年会)協賛金	○	
各種祝金・協力金等	○	
保険解約・満期返戻金・転換差益	○ (運用益部分)	○
保険等の配当金	○	
生命保険金・損害保険金	○	○※3
有価証券売却益	○ (取得価額を超える部分)	○ (取得価額相当額)
償却資産売却益	○ (取得価額を超える部分)	○ (取得価額相当額)
施設等利用料	○	
贈与・寄付金・受贈益等	○ (軽微なもの)	
各種引当金及び準備金の戻入額		○
国税・地方税還付金	○ (還付加算金)	○ (還付加算金を除く)

※1 「自由診療収入」欄に「自費診療収入」との合算額を記載してください。

※2 圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金等並びに国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資している公共法人、公益法人等に限りません。)から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費補助金及び経費等の実費を補填するものとして支給される補助金であって、補助金の算定方法として実費の額を超えない仕組みとなっているもの(経費等の実績報告を要し、用途等が特定されるものに限りません。)が該当します。ただし、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものはその他の収入に含めてください。

※3 支払相当額と相殺されたもの(事故当事者又は当該親族に支払った金額)、及び圧縮損等により収益反映しないもの(圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない保険金等)が該当します。損害保険金及び物的な損害の賠償金が補修費用等実費相当額を超える金額及び休業補償・所得補償等の保険金はその他の収入に含めてください。